

令和3年11月25日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 前原 正男

(担当・内線) 福祉統計係 (7553・7554)

(電話代表) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2919

令和2年度福祉行政報告例の概況

目	次	頁
報告の概要	1
結果の概要		
1 身体障害者福祉関係	2
2 知的障害者福祉関係	2
3 障害者総合支援関係	3
4 婦人保護関係	3
5 老人福祉関係		
(1) 老人ホームの施設数・定員	4
(2) 老人クラブ数・会員数	4
6 民生委員関係		
(1) 民生委員数	5
(2) 民生委員の活動状況	5
7 社会福祉法人関係	6
8 戦傷病者特別援護関係	6
9 児童福祉関係		
(1) 児童相談所における相談の種類別対応件数	7
(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数	8
用語の定義	9

令和2年度福祉行政報告例の概況は厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>)

報 告 の 概 要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類及び時期

月報(6表)及び年度報(48表)とする。

月 報 (国への提出期限：翌月末)

年度報 (国への提出期限：翌年度4月末、ただし、一部のものについては当該年度4月末)

4 報告事項

身体障害者福祉関係、障害者総合支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付等関係

5 報告の方法及び系統

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)に提出する。



6 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

減少数(率)の場合	△
計数がない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

結 果 の 概 要

1 身体障害者福祉関係

令和2年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は 4,977,249 人で、前年度に比べ 76,939 人 (1.5%) 減少している (表1)。

表1 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移

(単位：人) 各年度末現在

	平成28年度 (2016)	29年度 (‘17)	30年度 (‘18)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	対 前 年 度	
						増減数	増減率(%)
総 数	5 148 082	5 107 524	5 087 257	5 054 188	4 977 249	△ 76 939	△ 1.5
18歳未満	102 391	100 948	99 958	98 369	96 341	△ 2 028	△ 2.1
18歳以上	5 045 691	5 006 576	4 987 299	4 955 819	4 880 908	△ 74 911	△ 1.5

2 知的障害者福祉関係

令和2年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は 1,178,917 人で、前年度に比べ 27,633 人 (2.4%) 増加している (表2)。

表2 療育手帳交付台帳登録数の年次推移

(単位：人) 各年度末現在

	平成28年度 (2016)	29年度 (‘17)	30年度 (‘18)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	対 前 年 度	
						増減数	増減率(%)
総 数	1 044 573	1 079 938	1 115 962	1 151 284	1 178 917	27 633	2.4
18歳未満	262 702	271 270	279 649	287 548	290 975	3 427	1.2
18歳以上	781 871	808 668	836 313	863 736	887 942	24 206	2.8

3 障害者総合支援関係

令和2年度中の身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況は、購入決定件数が145,283件で、修理決定件数が100,606件となっている。

それぞれの決定件数を補装具の種類別にみると、購入は「補聴器」が43,664件、修理は「車椅子」が33,574件と最も多くなっている。(表3)

表3 身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況

(単位:件)

補装具の種類	購入決定件数					修理決定件数				
	平成30年度(2018)	令和元年度('19)	2年度('20)	対前年度		平成30年度(2018)	令和元年度('19)	2年度('20)	対前年度	
				増減数	増減率(%)				増減数	増減率(%)
総数	156,092	155,291	145,283	△ 10,008	△ 6.4	111,331	108,826	100,606	△ 8,220	△ 7.6
義肢	5,820	5,443	5,150	△ 293	△ 5.4	7,631	7,633	7,523	△ 110	△ 1.4
装具	44,696	44,576	42,339	△ 2,237	△ 5.0	17,601	16,864	15,636	△ 1,228	△ 7.3
座位保持装置	9,264	9,357	9,021	△ 336	△ 3.6	8,502	8,625	8,282	△ 343	△ 4.0
盲人安全つえ	9,178	9,363	7,231	△ 2,132	△ 22.8	120	109	60	△ 49	△ 45.0
義眼	1,147	1,033	809	△ 224	△ 21.7	10	4	5	1	25.0
眼鏡	6,789	7,003	6,209	△ 794	△ 11.3	317	313	285	△ 28	△ 8.9
補聴器	45,438	45,407	43,664	△ 1,743	△ 3.8	24,209	22,679	21,423	△ 1,256	△ 5.5
車椅子	21,230	20,883	19,354	△ 1,529	△ 7.3	37,637	37,348	33,574	△ 3,774	△ 10.1
電動車椅子	2,944	3,025	2,849	△ 176	△ 5.8	13,645	13,527	12,180	△ 1,347	△ 10.0
座位保持椅子	2,039	1,925	1,898	△ 27	△ 1.4	456	486	492	6	1.2
起立保持器具	262	244	240	△ 4	△ 1.6	127	151	156	5	3.3
歩行器具	2,427	2,391	2,298	△ 93	△ 3.9	378	494	441	△ 53	△ 10.7
頭部保持器具	459	452	468	16	3.5	9	12	9	△ 3	△ 25.0
排便補助器具	21	18	17	△ 1	△ 5.6	9	-	2	2	...
歩行補助つえ	3,648	3,439	3,072	△ 367	△ 10.7	180	165	153	△ 12	△ 7.3
重度障害者用意思伝達装置	730	732	664	△ 68	△ 9.3	500	416	385	△ 31	△ 7.5

4 婦人保護関係

令和2年度中の婦人相談所及び婦人相談員における相談の受付件数は326,883件で、前年度に比べ15,327件(4.9%)増加している。

相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は250,902件で、前年度に比べ11,442件(4.8%)増加している。(表4)

表4 婦人相談所及び婦人相談員における相談の経路別受付件数の年次推移

(単位:件)

	平成28年度(2016)	29年度('17)	30年度('18)	令和元年度('19)	2年度('20)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	309,632	304,353	318,264	311,556	326,883	15,327	4.9
本人自身	235,963	230,215	240,527	239,460	250,902	11,442	4.8
本人以外 ¹⁾	73,669	74,138	77,737	72,096	75,981	3,885	5.4

注:1)「本人以外」とは、「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等である。

5 老人福祉関係

(1) 老人ホームの施設数・定員

令和2年度末現在の老人ホーム（有料老人ホームは除く。）の施設数は13,604施設で、前年度に比べ148施設（1.1%）増加し、定員は798,175人で前年度に比べ10,421人（1.3%）増加している。

施設の種類の別定員数をみると、前年度に比べ「特別養護老人ホーム」が10,683人（1.7%）増加している。（表5）

表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

	平成28年度 （2016）	29年度 （'17）	30年度 （'18）	令和元年度 （'19）	2年度 （'20）	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率(%)
施設総数（施設）	12 588	13 013	13 282	13 456	13 604	148	1.1
養護老人ホーム	976	975	952	949	943	△ 6	△ 0.6
特別養護老人ホーム	9 324	9 740	10 021	10 187	10 336	149	1.5
軽費老人ホーム	2 013	2 020	2 028	2 035	2 035	-	-
都市型軽費老人ホーム	64	72	77	83	87	4	4.8
軽費老人ホームA型	196	193	192	190	190	-	-
軽費老人ホームB型	15	13	12	12	13	1	8.3
定員総数（人）	740 542	762 618	777 084	787 754	798 175	10 421	1.3
養護老人ホーム	65 724	65 422	63 378	63 016	62 577	△ 439	△ 0.7
特別養護老人ホーム	580 681	602 927	619 023	629 689	640 372	10 683	1.7
軽費老人ホーム	80 792	81 119	81 463	81 824	81 882	58	0.1
都市型軽費老人ホーム	1 103	1 238	1 328	1 433	1 502	69	4.8
軽費老人ホームA型	11 574	11 344	11 374	11 274	11 274	-	-
軽費老人ホームB型	668	568	518	518	568	50	9.7

(2) 老人クラブ数・会員数

令和2年度末現在の老人クラブ数は89,498クラブで、前年度に比べ3,338クラブ（3.6%）減少し、会員数は4,712,182人で、前年度に比べ276,817人（5.5%）減少している。

老人クラブ数、会員数とも年々減少している。（図1、表6）

図1 老人クラブ数・会員数の年次推移

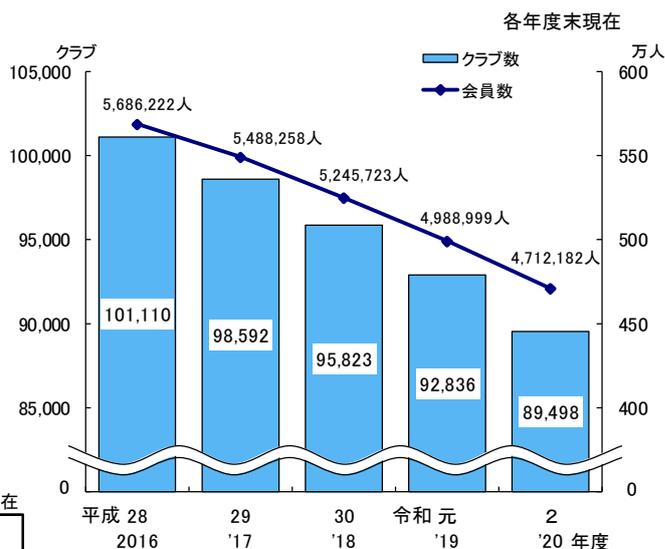


表6 老人クラブ数・会員数

	令和2年度 （2020）	元年度 （'19）	各年度末現在	
			対前年度	
			増減数	増減率(%)
老人クラブ数 （クラブ）	89 498	92 836	△ 3 338	△ 3.6
会員数（人）	4 712 182	4 988 999	△ 276 817	△ 5.5

6 民生委員関係

(1) 民生委員数

令和2年度末現在の民生委員（児童委員を兼ねる。）の数は230,690人で、前年度に比べ1,619人（0.7%）増加している。

男女別にみると、男は88,810人で、前年度に比べ327人（0.4%）、女は141,880人で、前年度に比べ1,292人（0.9%）増加している。（表7）

表7 男女別民生委員数の年次推移

(単位：人) 各年度末現在

	平成28年度 (2016)	29年度 (‘17)	30年度 (‘18)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	構成割合 (%)	対前年度	
							増減数	増減率(%)
総数	230 739	232 041	232 241	229 071	230 690	100.0	1 619	0.7
男	90 273	90 522	90 210	88 483	88 810	38.5	327	0.4
女	140 466	141 519	142 031	140 588	141 880	61.5	1 292	0.9

(2) 民生委員の活動状況

令和2年度中に民生委員が処理した相談・支援件数は4,701,439件で、前年度に比べ660,899件（12.3%）減少し、その他の活動件数は17,075,122件で、前年度に比べ7,855,313件（31.5%）減少している。また、訪問回数は31,345,223回で、前年度に比べ4,518,370回（12.6%）減少している。（表8）

表8 民生委員の活動状況の年次推移

	平成28年度 (2016)	29年度 (‘17)	30年度 (‘18)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
相談・支援件数(件)	6 051 342	5 770 653	5 790 737	5 362 338	4 701 439	△ 660 899	△ 12.3
その他の活動件数 ¹⁾ (件)	26 399 148	26 674 758	26 643 585	24 930 435	17 075 122	△ 7 855 313	△ 31.5
訪問回数 ²⁾ (回)	37 119 205	38 228 011	37 745 403	35 863 593	31 345 223	△ 4 518 370	△ 12.6

注:1)「その他の活動件数」は、調査・実態把握、行事・事業・会議への参加協力、地域福祉活動・自主活動、民児協運営・研修等の延件数である。

2)「訪問回数」は、見守り、声かけなどを目的として心身障害者・児、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動（電話や電子メールによるものを含む。）を行った延回数である。

7 社会福祉法人関係

令和2年度末現在の社会福祉法人数は20,985法人で、前年度に比べ52法人(0.2%)増加している。

社会福祉法人の種類別にみると「施設経営法人」が18,392法人で、前年度に比べ47法人(0.3%)増加している。(表9)

表9 社会福祉法人数の年次推移

(単位：法人)

	平成28年度 (2016)	29年度 (‘17)	30年度 (‘18)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	20 625	20 798	20 872	20 933	20 985	52	0.2
社会福祉協議会	1 900	1 900	1 900	1 893	1 880	△ 13	△ 0.7
共同募金会	47	47	47	47	48	1	2.1
社会福祉事業団	125	125	126	126	126	-	-
施設経営法人	18 101	18 186	18 417	18 345	18 392	47	0.3
その他	452	540	382	522	539	17	3.3

注：厚生労働大臣所管分については、報告に含まれていない。

8 戦傷病者特別援護関係

令和2年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は3,301人で、前年度に比べ652人(16.5%)減少している(表10)。

表10 戦傷病者手帳交付台帳登録数の年次推移

(単位：人)

	平成28年度 (2016)	29年度 (‘17)	30年度 (‘18)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	8 907	6 871	5 590	3 953	3 301	△ 652	△ 16.5

9 児童福祉関係

(1) 児童相談所における相談の種類別対応件数

令和2年度中の児童相談所における相談の対応件数は527,272件となっている。

相談の種類別にみると、「養護相談」が280,985件（構成割合53.3%）と最も多く、次いで「障害相談」が162,351件（同30.8%）、「育成相談」が38,908件（同7.4%）となっている。

また、「養護相談」の構成割合は年々上昇している。（図2、表11）

図2 児童相談所における相談の種類別対応件数

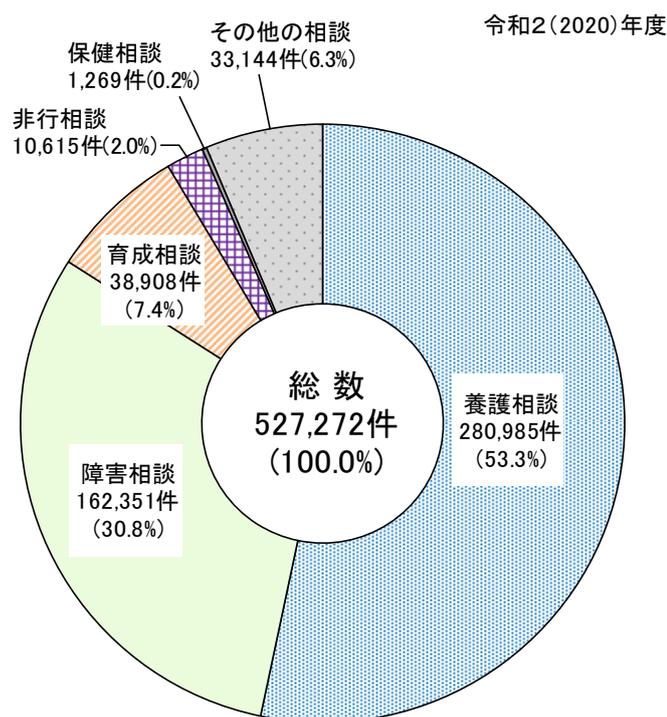


表11 児童相談所における相談の種類別対応件数の年次推移

(単位：件)

	平成28年度 (2016)		29年度 (17)		30年度 (18)		令和元年度 (19)		2年度 (20)		対前年度	
	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	457,472	100.0	466,880	100.0	504,856	100.0	544,698	100.0	527,272	100.0	△ 17,426	△ 3.2
養護相談	184,314	40.3	195,786	41.9	228,719	45.3	267,955	49.2	280,985	53.3	13,030	4.9
障害相談	185,186	40.5	185,032	39.6	188,702	37.4	189,714	34.8	162,351	30.8	△ 27,363	△ 14.4
育成相談	45,830	10.0	43,446	9.3	43,594	8.6	42,441	7.8	38,908	7.4	△ 3,533	△ 8.3
非行相談	14,398	3.1	14,110	3.0	13,333	2.6	12,410	2.3	10,615	2.0	△ 1,795	△ 14.5
保健相談	1,807	0.4	1,842	0.4	1,644	0.3	1,435	0.3	1,269	0.2	△ 166	△ 11.6
その他の相談	25,937	5.7	26,664	5.7	28,864	5.7	30,743	5.6	33,144	6.3	2,401	7.8

(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

令和2年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は205,044件で、前年度に比べ11,264件(5.8%)増加しており、年々増加している。これを、被虐待者の年齢別にみると、「3歳」が14,195件(構成割合6.9%)、次いで「2歳」13,885件(同6.8%)と多くなっている。(表12)

相談の種別をみると、「心理的虐待」が121,334件と最も多く、次いで「身体的虐待」が50,035件となっている(図3)。

また、主な虐待者別構成割合をみると「実母」が47.4%と最も多く、次いで「実父」が41.3%となっており、「実父」の構成割合は年々上昇している(図4)。

表12 児童虐待相談における被虐待者の年齢別件数の年次推移

	平成28年度 (2016)		29年度 (17)		30年度 (18)		令和元年度 (19)		2年度 (20)		対前年度	
	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	122,575	100.0	133,778	100.0	159,838	100.0	193,780	100.0	205,044	100.0	11,264	5.8
0歳	7,541	6.2	8,787	6.6	10,296	6.4	11,768	6.1	12,397	6.0	629	5.3
1歳	8,072	6.6	9,195	6.9	11,021	6.9	12,901	6.7	13,376	6.5	475	3.7
2歳	8,326	6.8	9,064	6.8	10,985	6.9	13,157	6.8	13,885	6.8	728	5.5
3歳	8,208	6.7	8,990	6.7	11,184	7.0	13,107	6.8	14,195	6.9	1,088	8.3
4歳	7,957	6.5	8,693	6.5	10,316	6.5	12,728	6.6	13,184	6.4	456	3.6
5歳	7,506	6.1	8,209	6.1	9,961	6.2	11,943	6.2	12,738	6.2	795	6.7
6歳	7,661	6.3	8,158	6.1	9,629	6.0	11,882	6.1	12,484	6.1	602	5.1
7歳	7,508	6.1	7,956	5.9	9,657	6.0	11,440	5.9	12,529	6.1	1,089	9.5
8歳	7,439	6.1	7,886	5.9	9,140	5.7	11,438	5.9	11,931	5.8	493	4.3
9歳	7,133	5.8	7,601	5.7	9,213	5.8	11,105	5.7	11,772	5.7	667	6.0
10歳	6,733	5.5	7,276	5.4	9,072	5.7	10,977	5.7	11,559	5.6	582	5.3
11歳	6,554	5.3	7,109	5.3	8,530	5.3	10,679	5.5	11,305	5.5	626	5.9
12歳	6,352	5.2	6,739	5.0	8,185	5.1	10,320	5.3	11,015	5.4	695	6.7
13歳	6,448	5.3	6,889	5.1	7,909	4.9	9,920	5.1	10,567	5.2	647	6.5
14歳	5,963	4.9	6,294	4.7	7,552	4.7	8,834	4.6	9,464	4.6	630	7.1
15歳	4,998	4.1	5,494	4.1	6,386	4.0	7,955	4.1	8,040	3.9	85	1.1
16歳	4,131	3.4	4,654	3.5	5,501	3.4	6,700	3.5	7,066	3.4	366	5.5
17歳	3,254	2.7	3,868	2.9	4,506	2.8	5,787	3.0	6,167	3.0	380	6.6
18歳	791	0.6	916	0.7	795	0.5	1,139	0.6	1,370	0.7	231	20.3

図3 児童虐待の相談種別件数の年次推移

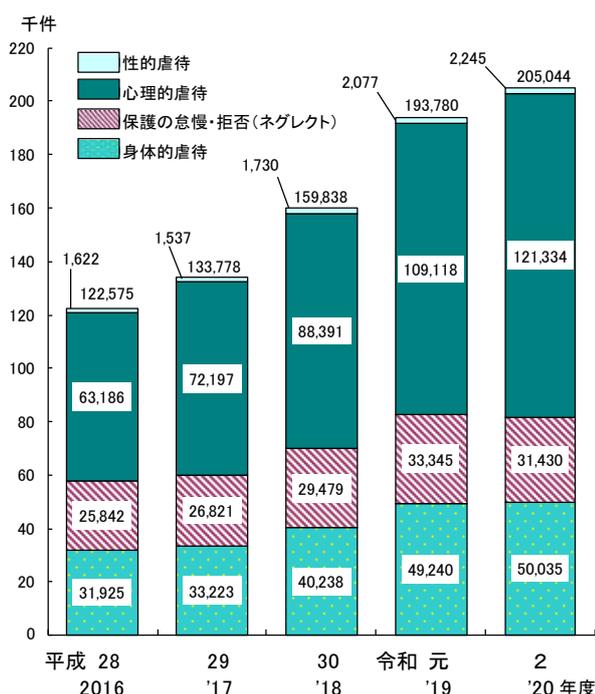
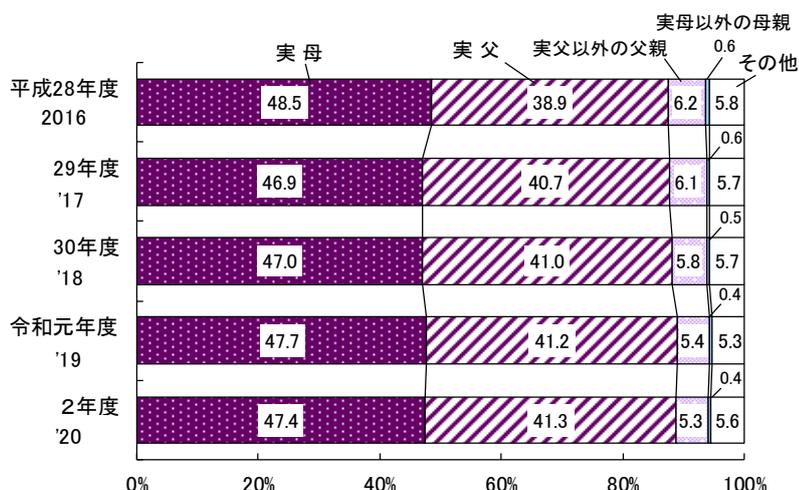


図4 児童虐待相談における主な虐待者別構成割合の年次推移



用語の定義

1 身体障害者福祉関係

身体障害者手帳交付台帳登載数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

2 知的障害者福祉関係

療育手帳交付台帳登載数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

3 障害者総合支援関係

補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

4 婦人保護関係

婦人相談所・婦人相談員

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事又は市長が委嘱する相談員をいう。

5 老人福祉関係

(1) 養護老人ホーム

65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(2) 特別養護老人ホーム

65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(3) **軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型**

無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であり、このうち軽費老人ホームは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、都市型は、都市部を中心とした地域において自炊のできる程度の健康状態にある者を、A型は身寄りのない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を入所させる施設をいう。

(4) **老人クラブ**

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日老発第390号老健局長通知）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体をいう。

6 民生委員関係

民生委員（児童委員）

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者をいう。

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる。

7 社会福祉法人関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人をいう。

なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）が所轄庁である法人のみ報告されるため、厚生労働大臣が所轄庁となる法人（全国を単位として行われる事業を行っている法人等）は含まれていない。

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているものをいう。

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人をいう。

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会局長・児童家庭局長連名通知）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体をいう。

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人をいう。

(6) その他

(2)～(5)のいずれにも該当しない社会福祉法人で、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業（生活困難者や障害者に対する相談・支援等）を行う社会福祉法人をいう。

8 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている数をいう。

9 児童福祉関係

(1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置された相談所をいう。

(2) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子ども等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談をいう。

イ 保健相談

未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談をいう。

ウ 障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、視聴覚障害児に関する相談、構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談、重症心身障害児（者）に関する相談、知的障害児に関する相談、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む）をいう。

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のごく犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、触法行為のあったとされる子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談をいう。

オ 育成相談

子どもの人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある子どもに関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談をいう。

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談をいう。